

軍事的安全保障研究に関する基本方針

2019年2月8日 役員会決定

東京工業大学（以下「本学」という。）は、130 有余年前の建学以来、学术界、産業界、官界等幅広い分野に有為な人材を輩出しています。また、常に世界をリードする最先端の学術研究や、時代に即した産学連携等に積極的に取り組むことにより、国内外の研究者のみならず、社会からの高い信頼と評価を得ています。

本学では終戦直後の1945年9月以降、当時学長であった和田小六が集めた会議において、戦争中の本学の姿勢を反省するとともに、旧来の立場を捨て、自主的な改革として理想的な工業大学の建設に邁進するための議論が重ねられました。その結果として翌1946年2月1日、本学は「東京工業大学刷新要綱」（以下「刷新要綱」という。）を策定しました。この刷新要綱には、「我国に於ける最高教育機関の一翼を担当する我々は過去の自己に対して鋭い批判を加えると共に将来の建設に対して深い洞察を加え、その結果に基づいて平和日本の建設に寄与し人類の福祉に貢献」する旨が謳われております。この刷新要綱を踏まえて実施された教育研究改革においては、教養教育の重視など、歴史や社会に対する深い洞察力と高い倫理性を備え、自ら考え判断することのできる人材養成が目指されました。この刷新要綱の精神は、いわゆる本学の「平成の改革」をはじめ、戦後70 有余年が経過した現在においても引き継がれており、今後も揺らぐことはありません。

こうした教育研究にかかる基本方針を有する本学の構成員には、自らの研究内容や成果の社会へのインパクトについて適切に判断することが期待されていますが、その際の判断指標として、軍事的安全保障研究に関しては、以下のとおり対応することとします。

- (1) 国内外の軍事や防衛を所掌する公的機関からの資金提供に基づく研究は実施しない。

ただし、委託による研究ではなく補助金^(※)等により実施する研究で、かつ、別に定める審査委員会において、研究内容が明白な基礎研究、又は応用研究であっても明白に民生目的であること、並びに研究の自由及び研究成果の公開が将来にわたって確実に担保されることが認められた場合については、その限りではない。

※ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係政省令が適用される資金を指す。

- (2) 研究経費の出所によらず、研究成果が軍事的に利用される可能性が極めて高いと考えられる研究は、審査委員会においてその実施の是非を決定する。

以上